

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特別修繕準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の4の規定による特別修繕準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特別修繕準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑬」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。</p> <p>(6) 「⑯」欄は、次により記載します。</p> <p>㉞ 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第12条の2《特別修繕準備金》及び租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第7条の3第3項《特別修繕準備金》において資産別に定められている月数を記載します。</p> <p>㉟ 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。</p> <p>㊱ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月末満の端数が生じた場合には1月として計算します。</p> <p>(7) 「⑳」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第12条の2第10項で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがあある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「㉞」欄の金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の4、措令第12条の2、措規第7条の3、平成15年改正前の措法第20条の6、措令第12条の5、措規第7条の3</p>	<p style="text-align: center;">特別修繕準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の6の規定による特別修繕準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特別修繕準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑬」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。</p> <p>(6) 「⑯」欄は、次により記載します。</p> <p>① 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令第12条の5（（特別修繕準備金））及び租税特別措置法施行規則第7条の3第3項（（特別修繕準備金））において資産別に定められている月数を記載します。</p> <p>② 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。</p> <p>③ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月末満の端数が生じた場合には1月として計算します。</p> <p>(7) 「⑳」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として租税特別措置法施行令第12条の5第10項で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがあある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「㉞」欄の金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の6</p>